

第2章 教育体験旅行型農泊の発展可能性と課題

—埼玉県秩父地域と長崎県西海市の事例より—

平口 嘉典

1. はじめに

1990年代のグリーンツーリズム農政以降、主として小・中学校の生徒が農家等家庭に民泊して農業や農村の暮らしを体験する、教育体験旅行の取組が拡大してきた。2017年度より開始された農泊推進対策は、これまでの取組の維持発展に寄与するものとして期待される。

本稿では、教育体験旅行型農泊に取り組む二事例より、その発展可能性と課題を明らかにする。対象事例は、埼玉県秩父地域において公社が主導する取組と長崎県西海市において農家等が主導する取組であり、前者を行政主導型農泊、後者を住民主導型農泊と位置づけて以下実態把握と分析を行う。

佐藤（2010）によれば、教育体験旅行の受入先となる農家民宿では、農家主導の「スキー民宿転換型」と行政主導の「新規開業型」の二つのタイプが発展してきたが、近年、第三の型として農家主導の「新規開業型」の農家民宿の出現が指摘されており、その例として、代表的な農泊地域である大分県宇佐市安心院や石川県能登町の事例が挙げられている。また、坊・中村（2014）では、教育体験旅行の受入家庭の組織化等を行う受入組織の運営方法に着目し、行政によって受入家庭数の確保が行われるものを「行政主体」、行政は関わるものの住民が主体的に受入家庭数の確保や受入れ調整をするものを「住民主体」と表現し、両者の比較から住民主体受入組織の課題として、サービス水準の低さ、人件費確保、地区を越えた受入組織間の連携が挙げられている。

本稿では、行政が農泊を主導し、受入家庭の探索や調整を行う取組を「行政主導型農泊」とし、行政の支援は受けながらも農家・住民やそれらによる組織が農泊を主導し、受入家庭の探索や調整を行う取組を「住民主導型農泊」とする。

大學・納口（2021）は農泊地域五事例の事務局組織を対象に、地方行政の関係性に着目した調査を行い、住民主体の事務局組織の展開がみられるものの、その運営においては依然として地方行政による公的資金等の支援によって下支えされている実態を明らかにしている。また農林水産省（2019）では、今後の農泊推進においては、提供されるコンテンツの質向上や利用者の利便性向上に加え、体制整備の強化が課題として挙げられ、農泊の運営を担う中核法人（事務局組織）が経営能力を向上させながら安定的に発展することが望まれている。

一方、現場レベルでは、運営を担う事務局サイドの問題だけでなく、受入れを担う住民サイドの高齢化やモチベーションの問題も散見される。本稿では事務局組織と受入住民の両面から取組課題を明らかにし、発展可能性と課題を考察する。

2. 埼玉県秩父地域の事例

(1) 埼玉県における教育体験旅行誘致の取組

埼玉県では、2012 年から「教育旅行のメッカ埼玉づくり事業」として教育体験旅行の受入れを推進した⁽¹⁾。当事業の実施において、県産業労働部では「教育旅行における『農山村家庭での生活体験に伴う宿泊』に係る取扱方針」を定め、安全・衛生に関する講習を受けた家庭であれば、農林漁業体験民宿等の登録がなくても受入れが可能となっている。当初から秩父地域は受入地域となり、後述する O 社が事務局を担って教育体験旅行の受入れを開始した。

(2) 埼玉県秩父地域の概要

埼玉県秩父地域は県西部に位置し、1 市 4 町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）からなる。都心から 60～100km 圏内にあり、総面積の約 84%を森林が占め、農地は約 2%である。地域の産業は、かつては養蚕・繊維業、林業、セメント業が中心だったが、近年は観光業やハイテク産業が中心になっている。農林産物では、中山間地域の特徴を生かし、キュウリ、ナス、イチゴ、ソバ、コンニャク、シイタケが生産されている。また観光業との連携により、直売や体験農園なども開設されている⁽²⁾。

(3) 一般社団法人秩父地域おもてなし観光公社の概要

秩父地域の 1 市 4 町は、ちちぶ定住自立圏構想のもとで観光推進に取り組んでおり、その中核団体として、一般社団法人秩父地域おもてなし観光公社（以下、O 社）が存在する。O 社では圏域自治体の負担金を主な収入として、滞在型観光の促進、外国人観光客の誘致、地域ブランドの確立と特産品の販売促進に取り組んでいる。公社が主導する教育体験旅行では年間 200 万円程度の手数料収入を得ている。

(4) 秩父地域における教育体験旅行受入れの実態

1) 全体像

O 社が窓口となり、県外小中学校の教育体験旅行を受け入れている。受入先は、地域内の農家及び一般家庭である。

教育体験の主目的は、田舎暮らしを体験することであり、農業体験を必須とはしていないため、農家だけでなく一般家庭も受入れをしている。登録軒数は約 200 軒あるが、実際に受入れをするのはそのうちの 70 軒程度である。教育体験旅行の受入れは 2014 年度から開始し、年々受入数を増やしてきた（第 2-1 表）。

第2-1表 延受入家庭数、延宿泊者数、受入校数の推移

年度	2014	2015	2016	2017	2018
延受入家庭数（軒）	136	250	359	420	263
延宿泊者数（人泊）	467	1,111	1,238	1,496	913
受入校数（校）	3	7	10	18	13

注. O社調べ。

利用者は、首都圏以外の小中学校の生徒が多い。当該地域は大都市近郊に立地することから、都市観光のオプションとして選択されるケースが多く、午後に到着し、翌日の午前中に出発する例もある。近年は、埼玉県庁の勧めもあり、台湾等海外の生徒も受け入れており、国内とあわせて年間7校程度を受け入れている。

体験内容については、農業体験や郷土料理体験以外にも、各家庭の実状に合わせて様々な体験メニューが実施されている。外食は禁止事項になっているが、それ以外は特に制約はなく各家庭に任されている。O社では年1回、受入家庭を対象に食品衛生と消防に関する講習を開催し、受入時の安全確保に努めている。また、家庭での食事メニューの改善のために、外部講師を招いて講習会を開いたこともある。

O社では当初から、受入家庭の確保に苦労した。行政の広報を通じて受入家庭を募ったものの、ほとんど集まらず、市町の関係課に紹介してもらい、1軒1軒直接交渉をして受入家庭を開拓していった。こうした経緯もあって、受入れにはあまり制約を設けず、各家庭が実施しやすい形をとっている。

料金は、1泊2食付きで1人当たり8,000円程度である。このうち、約7割が受入家庭に支払われ、1割が旅行会社の仲介手数料⁽³⁾、約2割がO社の収入となる。

2019年度には、農林水産省・農山漁村振興交付金（農泊推進対策）を受給している。新型コロナウイルス感染拡大により、2020年度より教育体験旅行の受入れを休止している。

2) 受入家庭 a

受入家庭aでは、70代の女性1名で受入れをしている。知り合いに誘われたことがきっかけである。

非農家だが、知り合いの農家の圃場を使わせてもらい、農業体験をさせることもある。食事は郷土料理を盛り込んだ家庭料理であり、食材購入から調理まで、生徒と一緒に行う。受入れ開始当初は、農業体験や郷土料理体験を意識的に準備していたが、最近はそれらにこだわらず、自分の得意なもの、楽しめるものに少しずつシフトしている。自宅で趣味の手芸教室を開いているため、生徒には手芸体験をさせているが、体験した生徒の反応はよい。海外の生徒の受入れも引き受けており、言葉は通じないが大きな問題はなく受入ができています。受入人数が多い時は知り合いに手伝いを頼むこともある。手伝いがきっかけで、自身も受入れを始めた人もいます。受入れに掛かる費用は体験料収入で十分まかなえており、そもそも収入が目的ではないので特に不満はなく、値上げを要望することもない。

無理のない範囲で、自分の生きがいとして受入れをしており、今以上の受入れ拡大は考えていない。

3) 受入家庭 b

受入家庭 b では、60 代の夫婦で受入れをしている。O 社からの誘いがきっかけで、当初からのメンバーである。

自給用の農地を所有しており、農業体験に利用している。食事は郷土料理や家庭料理を生徒と一緒に調理している。近隣の名所案内や伝統芸能活動の見学など、地域の文化に触れることも体験メニューにしている。農業体験をできる環境はあるものの、それだけでは生徒の反応がよくないため、農業以外の様々な体験を盛り込むようにしている。受入れを重ねるうちに、生徒たちにとっては農業や郷土料理を体験する以前に、「人の家に泊まる」ことを体験する意義が大きいと考えるようになった。海外の生徒も受け入れており、言葉は通じないが翻訳アプリを活用するなどして特に問題なく受入れができています。現在、受入件数は年間 7 件程度である。受入れに掛かる費用は体験料収入で十分まかなえている。収入を得ることが目的ではなく、現状の支払額に対して特に不満はなく、仮に支払額が増えたからといって受入回数を増やす動機にはならない。

教育体験旅行の生徒受入れの主目的は、生徒との交流を通じて生きがいを得ることであり、ビジネスとしては捉えていない。そのため、今以上の受入れ拡大も考えていない。

受入家庭 2 軒の取組をまとめると第 2-2 表のようになる。

第 2-2 表 受入家庭数及び延宿泊者数の推移

	受入家庭 a	受入家庭 b
受入従事者	女性 1 名 (70 代)	夫婦 (60 代)
農業との関連	なし (近隣農家と連携あり)	自給用農地
農業以外との関連	手芸教室講師	山林所有
農林漁業体験民宿登録	なし	なし
受入客層	教育体験旅行のみ	教育体験旅行のみ
年間延宿泊者数	約 10～20 人泊	約 20 人泊
農泊の目的	生きがい	生きがい

注. ヒアリングを基に筆者作成。

(5) 小括

本事例では、事務局を担う O 社のリーダーシップのもと、行政主導で農泊を実施しており、受入家庭側の協力もありながら着実に実績を積んできた。受入家庭には厳格な受入条件を課さず、自由度を与えることで、一般家庭の農泊への心理的障壁を下げ、結果として受入家庭を確保し、比較的大規模な受入先にも対応している点は評価できる。

ただし今後の展望においては、次に挙げる点で限界も指摘できる。それは、体験内容の多くは各家庭に任されている点である。受入家庭にとってはできるだけ制約条件がない方が取り組みやすく、創意工夫を発揮しやすいという点はメリットである。しかし反面、各

家庭の自己流、試行錯誤の域からステップアップすることは難しく、仮に優れた実践があるとしても、それを広める仕組みを持ち合わせていない点はデメリットである。

事業の継続性を考慮すれば、受入家庭のスキルアップやプロ化のための技能講習や受入家庭同士の交流・意見交換などが必要である。また各家庭の自由度や個性は認めながらも、体験内容のガイドラインの作成も必要である。もともと、これにより受入家庭が脱退することもあり得るが、今後を見通した強固な受入態勢を構築するためには不可避といえよう。逆に、ガイドラインが示されることで、ビジネスとして取り組む意欲のある受入家庭や民宿業者を新規で確保することにもつながるだろう。

3. 長崎県西海市の事例

（1）長崎県における農泊、教育体験旅行誘致の取組

長崎県では、1996年に長崎県グリーンツーリズム推進協議会が発足し、グリーンツーリズムの研修会や誘客活動が開始された。2005年には「長崎県農林漁業体験民宿方針」を制定し、農林漁家民宿の開業支援として県独自の規制緩和を行い、同年、県内初の農林漁業体験民宿が開業した。以降、県内の民宿軒数は年々増加し、2018年には1,057軒に達したが、近年は高齢化等による廃業がみられるようになり、減少傾向にある。2020年度における農林漁業体験民宿軒数は、922軒である⁽⁴⁾。

（2）長崎県西海市の概要

長崎県西海市は県西端部に位置し、三方を海に囲まれた自然豊かな地域である。2005年に西彼町、西海町、大島町、崎戸町、大瀬戸町の5町が合併し、現在の西海市となった。福岡市から150km圏内、近畿地方から700km強と大都市から離れているが、長崎市までは50km圏内にあり、アクセスは悪くない。温暖な気候を生かしたミカンやトマトの栽培が盛んである。またエビやタコなどの海産物も豊富に存在する。

（3）一般社団法人山と海の郷さいかいの概要

西海市農泊の前史は、旧西海町時代のグリーンツーリズムの取組に遡る。旧西海町長の発案で西海町グリーンツーリズム協会が設置され、農山漁村体験交流が進められることになった。2005年には町内6戸の農家が、県内で初めて農林漁業体験民宿を開業し、町外者への体験交流宿泊受入れが始まった。しかし合併を機に、事務局機能を持つ旧町グリーンツーリズム協会が新市観光協会に移管されたことを境に、集客に苦慮する状態が続き、しばらく取組が停滞していた。

それから約10年が経過し、体験民宿に取り組む農家・住民の間で農山漁村体験交流を再興する機運が高まり、2016年に当時8軒まで増えていた農林漁業体験民宿により、住民主導で、山と海の郷さいかい（以下、任意団体S）が立ち上げられた。任意団体Sは立ち上げ時に市補助事業を活用したものの、運営自体は民宿家庭の手による、住民主体の組織

である。

2018 年度には事務局機能の強化のため、地域おこし協力隊制度を活用して市外から専従の事務局員を招き入れ、20 年度には法人化を果たし、一般社団法人山と海の郷さいかい（以下、S 社）となった。

（４）西海市における教育体験旅行受入れの実態

１）全体像

当市では前述の任意団体 S のもとで、2016 年度より教育体験旅行の受入れが本格的に開始された。受入家庭数は年々増加し（第 2-3 表）、2020 年度には 45 軒に達した⁽⁵⁾。これに呼応して延宿泊者数も順調に増加してきたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、20 年度の宿泊数は 471 人泊と、前年度からほぼ半減した。特に 20 年度の教育体験旅行受入れは 1,520 人泊（15 校）を予定していたが、ほぼ全てがキャンセルとなり、受入家庭及び事務局運営に与えた影響は甚大である。

第 2-3 表 受入家庭数及び延宿泊者数の推移

年度	2016	2017	2018	2019	2020
受入家庭数（軒）	18	27	32	40	45
延宿泊者数（人泊）	132	266	602	926	471

注：S 社調べ。延宿泊者数には一般客も含む。

S 社の業務は体験宿泊手配が主であり、旅行手配サービス業の登録をしている。S 社の収入は、宿泊料金の 18%程度を占める手数料と市からの農泊関連業務委託費が主であり、それらは人件費と事務費に充てられる。任意団体 S の時代から各種助成金を活用しながら運営を継続しており、2019 年度には関係機関と連携し、農林水産省・農山漁村振興交付金（農泊推進対策）を受給している。

新規受入家庭の探索・勧誘は、事務局と現受入家庭の主要メンバーで行っている。以前、市報に勧誘記事を掲載したが効果はなく、知り合いに声を掛けたり、区長会に出向いて説明をしたりして、徐々に受入家庭を増やしている。受入れを躊躇する理由の一つに食事の提供があるため、普段通りの食事で良いことを都度伝えている。

事務局では将来的には市等の補助金に依存しない、自立経営を目指しており、そのためには 40 軒で年間 6,000 人泊の受入れが必要と考えている。これは売上げに換算すると約 6,000 万円で、事務局は 1,000 万円程度の手数料収入を得られることになり、事務局員を 2 名雇用できる計算である。

受入れの質の最低ラインを確保するために、受入時に各家庭で実施すべきことを細かく記したチェックリストを事務局で作成し、各家庭に配布している。また、受入家庭が参加するワークショップを不定期で開催し、情報共有と質の向上を図っている。さらに、受入時の場つなぎのツールとして、方言カードやすごろくを事務局で作成し、各戸に配布して

いる。

事務局が考える受入れの理想は、生き生きとした受入家庭の姿を見てもらうことと考えており、そのためのアシストをするのが事務局の役割と自認している。

ここで、受入家庭 45 軒はタイプごとに次の三つに分類できる。それらは、X：農家副業タイプ、Y：趣味的タイプ、Z：民宿専門タイプである。

X：農家副業タイプは、専門農家が副業として農泊に取り組むタイプであり、10 軒が該当する⁽⁶⁾。Y：趣味的タイプは、X タイプ、Z タイプのいずれにも該当せず、農泊を言えば趣味として取り組むタイプであり、33 軒が該当する。Z：民宿専門タイプは、教育体験旅行だけでなく一般客も受け入れ、農泊を生業とするタイプであり、2 軒が該当する。

各タイプに該当する受入家庭を 1 軒ずつ抽出し (x, y, z)、次にそれらの取組実態を述べる。

2) 受入家庭 x

X：農家副業タイプに該当する受入家庭 x は、ビワ 50a（ハウス 30a，露地 20a），ミカン 1ha を生産する専門農家である。県内の農林漁業体験民宿の第 1 号であり、本市の取組が始まった 2005 年当初から農泊を開始した。60 代夫と妻で受入れをしているが、40 代息子の家族が同居しており、教育体験旅行の受入れの際は息子夫婦、孫も交流に参加している。

ビワ栽培の繁忙期である 4，5 月の受入れはできないが、それ以外は受入れが可能である。以前は一般旅行客も受入れをしたが、最近は教育体験旅行の受入れのみであり、年間延 50～60 人泊を受け入れている。受入滞在時間の関係もあり、子どもたちに農作業体験をさせることはあまりなく、ビワやミカンを使ったお菓子作りや郷土料理の押し寿司づくりを体験させている。

農泊を始めた動機は、副収入を得ることではない。人口減少・高齢化が進む本市に子どもたちを呼び込み、農業や田舎体験をしてもらい、地域で子どもたちの声が聞こえるようにしたいという思いから農泊に取り組んでおり、小遣い程度の収入があれば良いと考えている。

このように受入家庭 x は農業の副業として農泊に取り組んでいるが、収入目的ではなく、地域振興を目的としていることが分かる。

3) 受入家庭 y

Y：趣味的タイプに該当する受入家庭 y は、70 代夫と妻で受入れをしている。約 10 年前に夫の定年退職を機に、実家に U ターンした。サツマイモ 20a ともち米数十 a を生産し、それらを材料に、自宅の工房で郷土菓子のかんころ餅を年間 3,500 本製造している。1 本 400 円で、年間 140 万円ほどの売上げになるが、材料費と手間を考えれば儲けはほとんどないものの、手作りにこだわり、老後の楽しみとして続けている。直売所への出荷はせず、得意客への販売やふるさと納税の返礼品として出品している。

2013年に観光協会から誘いがあり農林漁業体験民宿を開業したが、数年間はほとんど客が入らない状態が続いた。2016年の任意団体Sの立ち上げに関わり、数年間、経理を担当した。

現在は年間延80人泊程度を受け入れており、そのうち2/3は教育体験旅行である。受入れは収入目的ではなく、自分たちの生きがいとして行っており、市の活性化のためにも農泊は重要と考えている。

このように受入家庭yは定年退職後に農業と農産加工に興味的に取り組みながら、農泊にも趣味の域で取り組んでおり、収入目的ではなく、趣味目的であることが分かる。

4) 受入家庭z

Z: 民宿専門タイプに該当する受入家庭zは、県内近隣市より2002年に移住し、2016年から夫婦で農林漁業体験民宿を開業した。海に面した立地であることから、地元漁協の准組合員となり、保有する小型漁船は遊漁船登録をし、船釣りを体験メニューとして提供している。

もともと自然と一体化した暮らしがしたいと考えており、現在の家が売りに出た際にすぐに購入し、夫婦で移住を決断した。現在40代の妻は、いつかは農林漁業体験民宿をしたいと考えてはいたものの、移住から数年間は他の仕事に従事していた。2016年に仕事を辞めるタイミングで任意団体Sの立ち上げに関わることになり、当組織の事務局を務めることになった。任意団体Sでは当初から住民に体験民宿の新規開業を促す活動をしており、自らがモデルになり他の住民に開業を促したいという思いから同年、体験民宿を開業した。

ターゲットは40代以上の女性を設定し、働く女性のリトリートステイや女子旅の利用を狙っていたが、そうした客層だけでなく、家族客も多く来訪している。年間延宿泊者数は300人泊弱であり、リピーターが7割を占める。2020年はコロナ禍にもかかわらず、延宿泊者数は275人泊であった。

自然と一体化した自分たちの暮らしを宿泊者に横目で見てもらい、一緒に楽しんでもらいながら、その暮らしの良さを伝えたいという思いで体験民宿を経営している。また、民宿専門で生計を立て、次世代に引き継ぎたいと考えており、教育体験旅行だけでなく、若干高めの料金設定が可能な一般旅行客の受入れを積極的に増やしている。以前は教育体験旅行の受入れは毎回受けていたが、今は受入家庭が不足する場合のみ引き受けるようにしている。

宿泊に来た子どもたちを自然に触れさせたり食事の調理をさせたりして、その反応をみることに喜びややりがいを感じており、体験を通じた子どもたちへの教育効果にも意義を見いだしている。

このように受入家庭zはx, yとは異なり、収入を得て生計を立てることを目的に農泊に取り組んでいることが分かる。もちろん、収入のみを求めているわけではなく、宿泊者と交流し、体験を通じて自分たちの思いを伝えるという目的も持っている。

受入家庭3軒の取組をまとめると第2-4表のようになる。

第2-4表 受入家庭数及び延宿泊者数の推移

	受入家庭 x	受入家庭 y	受入家庭 z
タイプ	X：農家副業	Y：趣味的	Z：民宿専業
受入従事者	夫婦（夫60代）	夫婦（夫70代）	夫婦（妻40代）
農業との関連	ビワ50a（ハウス30a，露地20a），ミカン1ha	サツマイモ20a，もち米数十a，農産加工	—
農業以外との関連	—	—	漁協准組合員，遊漁船登録
農林漁業体験民宿登録年	2005年	2013年	2016年
受入客層	教育体験旅行のみ	教育体験旅行が主，一般旅行が従	一般旅行が主，教育体験旅行が従
年間延宿泊者数	50～60人泊	約80人泊	300人泊弱
農泊の目的	地域振興	趣味	収入

注．ヒアリングを基に筆者作成。

（5）小括

以上、農泊事務局を担うS社と受入家庭3軒の取組実態を見てきた。これらから次の四点が指摘できる。

第一に、農泊に取り組む受入家庭の目的は、必ずしも収入ではなく、生きがいややりがいを得ることである点である。対象事例では農家副業タイプと趣味的タイプで顕著であった。また民宿専業タイプにおいては収入が一義的な目的ではあるが、宿泊客との交流が受入サイドのやりがいにつながっていた。こうした点は既存研究でもしばしば指摘されているが、本事例においても確認された事実である⁽⁷⁾。

第二に、住民主導型農泊地域における事務局組織の財務状況は厳しく、行政支援が不可欠な点である。この点も既存研究において指摘されているが、今回新型コロナウイルス感染拡大により手数料収入が激減したことで、より鮮明になった課題である。現状では事務局組織の事業収入のほぼ全てが手数料収入のみであるという事業モデルが抱える課題ともいえる。

第三に、コロナ禍において教育体験旅行の中止が相次ぎ収入が激減した一方で、一般旅行はさほど減少がみられない点である。本事例においても約1,500万円の売上げに相当する1,520人泊がほぼ消滅しており、S社や多くの受入家庭にとっては大きな痛手となった。しかし受入家庭zでみられたように、コロナ禍においても一般旅行客には大きな減少はみられない。これは農家民宿経営においても重要であるが、手数料収入を得るS社にも次に挙げるように重要な示唆を与えている。

第四に、農泊地域の事務局組織の経営維持のためには、教育体験旅行だけでなく、一般旅行客の取り込みが必要な点である。当農泊地域では教育体験旅行をてこに受入家庭を増加させてきたが、今後はリスクヘッジの点からも、一般旅行客誘致の戦略を立てる必要

がある。ただしその場合、受入家庭 z でみられるように、一般客を受け入れるためのサービス全般の質向上が必要になる。またコロナ禍の終息を見据え、インバウンド需要への対応も再度検討されてよいだろう。農泊地域が安定的に維持発展していくためにも、受入れの間口を広げ、複数の選択肢を持つことは重要である。

4. 二事例の比較

(1) 農泊運営体制の比較

本稿で対象にした二事例の運営体制を比較すると第 2-5 表のようになる。以下、秩父地域を事例 1、西海市を事例 2 と呼ぶ。

両事例とも、教育体験旅行を開始したのは比較的最近である。事例 1 は都内から 100km 圏内にあるため、地方から関東圏への修学旅行客を取り込むことができている。一方事例 2 は大都市からは離れているものの、修学旅行先として人気を博す長崎市から 50km 圏内にあり、長崎市周辺の観光資源とリンクして修学旅行客を取り込めている。

農泊の実施体制では、事例 1 は公社が主導して取組を開始し、受入家庭の探索・勧誘や受入先との調整を全て公社が行っており、行政主導型農泊と位置づけられる。一方事例 2 では、行政の支援は受けながらも、前身の任意団体の時から住民主導の組織として運営しており、受入家庭の探索・勧誘や受入先との調整も全てこの組織が行っており、住民主導型農泊と位置づけられる。

事例 1 の公社は、旅行会社、鉄道会社、ほか多数の企業・団体と連携しており、実施事業は農泊のみならず、観光企画、特産品 PR など多岐にわたる。定住自立圏構想で拠出された市町からの負担金が主な収入であり、農泊による手数料収入は収入全体の比重としては大きくないが、公社独自の事業収入の存在を対外的に示す上では重要な意味を持っている。事例 2 では手数料収入による自立経営を目指しているが、実際には一時的な行政からの助成金を活用して運営を存続しているのが実態である。

受入規模をみると、受入家庭数、1 回当たりの受入人数、年当たり延宿泊数において事例 1 が事例 2 のほぼ 2 倍である。事例 2 では農林漁業体験民泊の登録が必須であるのに対し、事例 1 では県の取扱方針に沿った受入であり、取組のハードルが低いことが要因と考えられる。

宿泊料金は事例 1 と事例 2 で 2,000 円弱の開きがあるが、手数料収入は 1,700~1,800 円台に収まっている。

これまでにインバウンドへの対応として、海外の学生を受け入れた実績があるが、コロナ禍により一時中断した。事例 2 では在留外国人（留学生を含む）を対象に、一部受入れを再開している。

いずれの事例においても、コロナ禍により教育体験旅行の受入れを中止しており、事務局収入の激減がみられる。

第2-5表 二事例の比較

	事例1：秩父地域	事例2：西海市
教育体験旅行取組開始時期	2014年	2016年
取組範囲	1市4町	1市（旧5町）
大都市へのアクセス	東京都100km圏内	福岡150km圏内，近畿700km強， 長崎市50km圏内
近隣の大型観光地・施設	東京ディズニーリゾート，都内	ハウステンボス，長崎市内
農泊の実施体制	行政主導（観光公社）	住民主導（任意団体→法人）
連携先	旅行会社，鉄道会社，ほか多数	市役所
農泊以外の取組	あり（観光企画，特産品PR等）	ほぼなし（農業体験予約代行）
行政からの人的支援， 資金支援	・定住自立圏負担金の配分 ・農泊交付金（～2020年度）	・一時的な市の補助（起業支援，補助事業），観光協会からの委託事業 ・農泊の取組主体として市から補助（2021年度～） ・農泊交付金（～2020年度）
受入登録軒数（稼働軒数）	約200軒（約70軒）	45軒（約30軒）
1回当たりの受入人数	約200人（70軒で）	約120人（30軒で）
宿泊業許可	なし，ガイドライン農泊	簡易宿所（農林漁業体験民宿）
年当たり延宿泊数（人泊）	1,045人泊 （2014年～18年平均）	482人泊 （2016年～19年平均）
宿泊料金，内訳	8,000円： 受入家庭5,500円（約70%），旅行会社800円（10%），公社1,700円（約20%）	9,900円： 受入家庭6,600円，旅行会社990円（10%），保険料500円，S社1,810円（約18%）
インバウンド対応	あり	あり
コロナ禍の影響	教育体験旅行の受入を中止	教育体験旅行の受入を中止。 2021年夏に一部再開するも，民泊は無し。

注．ヒアリング結果より筆者作成。

（2）受入家庭の特徴

次に，二事例における受入家庭の特徴を整理する。事例1では県の取扱方針に沿って受入を行っており，農林業体験民宿等の登録をしていない受入家庭が大多数であり，教育体験旅行型農泊に特化している。受入家庭に自由度をもたせ，行政主導で広く薄く農泊地域を形成することを可能にしている。

一方，事例2では，農林漁業体験民宿の登録を要件とし，一般旅行者も受入可能な条件を備えた上で教育体験旅行型農泊に取り組んでいる。受入家庭の多くは趣味目的で取り組むものの，農家副業タイプで副収入を得るものや，民宿専業で収入を目的として取り組むものもみられ，受入家庭の分化が見られる。面的な広がりにはやや欠けるものの，住民主導で発展可能性のある農泊地域を形成している。

二事例における受入家庭の共通点として，次の二点が指摘できる。第一に，教育体験

受入による収入は多くの受入家庭にとって副収入である。このことは、民宿専門の受入家庭においても主収入は一般旅行者であることから、ほぼ全てに当てはまる。第二に、教育体験受入に取り組む目的は、収入ではなく、受入側の生きがいややりがいである。事例 2 においては、生きがいややりがいを得る目的が根底にある上で、地域振興、趣味、収入といった目的への分化が見られた。

(3) 教育体験旅行型農泊の発展可能性と課題

以上、二事例の分析から、教育体験旅行型農泊の発展可能性と課題について、次のように指摘できよう。

まず、事例 1 のような取扱方針に沿って取り組む地域では、受入家庭が農林漁業体験民宿の許可申請を進めることで、事例 2 の段階に進むことができる。しかし許可申請には費用と手間を要することから、農泊受入に積極的かつ一般旅行者の受入も検討したい家庭が対象になり、これまでのように行政主導で全面的に進めることは困難であろう。受入家庭の主体性が必要であり、行政の役割としては、申請手続の手助けや申請費用の一部補助といった支援が中心になる。

次に、農林漁業体験民宿の申請を終えた地域では、趣味的な取組から、農家副業又は民宿専門へと発展する経路が見いだされる。この発展経路を進むためには受入家庭のサービスの質の向上が求められ、一定期間、教育体験旅行で経験を積んでから一般旅行者の受入れを行うというような段階が必要である。

事務局サイドの支援として、スキルアップのための講習会の企画開催や、受入家庭間の交流促進が挙げられる。一方で、対外的には事務局が集客活動を行い、教育体験旅行と一般旅行の両面で受入家庭への送客をすることで、農家副業又は民宿専門の経営が安定化するとともに、手数料収入の増加により事務局自身の経営安定化にもつながる。

以上のような取組を事務局が費用を捻出して全てを行うことは難しく、行政サイドからの資金援助や、個の農泊受入家庭の支援が必要である。

5. まとめ

本稿では、教育体験旅行型農泊に取り組む二事例を行政主導型と住民主導型と位置づけ、その発展可能性と課題を明らかにした。教育体験旅行型農泊については現状維持志向が強く、高齢化等による受入家庭の減少に伴い受入規模の縮小、受入停止に追い込まれることも予想される。さらにコロナ禍により、教育体験旅行型農泊のビジネスモデルの脆弱性が露呈している。

最後に、教育体験旅行型農泊の発展を図るために、三つの方向性を指摘する。第一に、受入家庭のスキルを向上させ、受入家庭のプロ化を進めることである。農業経営の多角化としての農家副業、あるいは民宿専門がこれに当てはまる。第二に、既存の宿泊施設と連携し、宿泊と体験を分離した形で受入れを進めることである。体験のみの受入れであれば、

これまで躊躇していた家庭や高齢家庭においても取り組める可能性があり、受け皿を増やすことができる。第三に、地域振興を目的とした組織と連携し、地域振興活動の中に教育体験旅行を位置づけて進めることである。言わば、地域ぐるみの農泊であり、対象事例からは導出できなかったが、農泊地域におけるもう一つの発展経路になり得ると考える。

注（1）埼玉県における教育旅行誘致の取組は兒玉（2016）を参照されたい。

（2）以上、埼玉県秩父農林振興センター（2020）「秩父地域農林業の概要」より。

（3）教育体験旅行型農泊では、学校と受入先の間を旅行会社が仲介するのが一般的である。

（4）以上、長崎県農林部農山村対策室提供資料より。

（5）全ての受入家庭で農山漁村体験民宿の許可を得ている。登録手続は市の委託費により任意団体S（現在はS社）が代行して行うため、受入家庭には費用負担はない。また、消防設備の購入や保健所への申請・登録料についても市からの補助があり、新規開業への行政支援が準備されている。

（6）S社事務局へのヒアリングを基に集計した。Y、Zも同様。

（7）福田ら（2020）では、徳島県にし阿波地域を広域的総合農泊地域と位置づけ、その可能性と課題を論じており、専業農家が営む農家民宿の分析から、「やりがい」や「生きがい」を得る場になるという意識が農家民宿経営の支えになっていることを指摘している。

〔引用文献〕

坊安恵・中村貴子（2014）「体験教育旅行における住民主体の受入組織の課題—行政主体の受入組織と比較して—」『農林業問題研究』195：9-14.

大學寛和・納口るり子（2021）「地域経営型農泊における事務局組織の持続性に関する研究—地方行政との関係性に着目して—」『農業経営研究』58(4)：39-44.

福田竜一・草野拓司・寺林暁良（2020）「広域的総合農泊地域の可能性と課題—徳島県西部地域を対象として—」『農林水産政策研究』33：1-30.

<https://doi.org/10.34444/00000126>.

兒玉憲彦（2016）「埼玉県の強みを生かして国内外から修学旅行を呼び込め！—体験型のプログラムを活用した教育旅行の誘致—」『Think-ing』17：72-80.

農林水産省（2019）「農泊推進のあり方検討会 中間とりまとめ」

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/attach/pdf/nouhaku_top-71.pdf. （2022年2月9日参照）.

佐藤真弓（2010）『都市農村交流と学校教育』農林統計出版.